

別表 1（相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（愛荘町）

創業支援等事業の目標	
・愛荘町商工観光課職員 1 名を相談窓口担当とする。 ・町商工会が行っていた令和 5 年度相談件数実績が年間 7 人程度であったことから、支援対象者数（相談人数）は年間 7 人を目標とする。また、同じ実績において創業者の率は全体の 15%以下であったことから、創業者数の目標は相談件数の 10%に相当する年間 1 人とする。	
目標	支援対象者数 7 人 創業者数 1 人
創業支援等事業の内容及び実施方法	
（1）創業支援等事業の内容 ＜相談窓口の業務＞【既存】 ・町役場内に創業支援の相談窓口を設け、愛荘町商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。相談窓口は、町商工観光課の職員 1 名を町の窓口配置し、相談対応を行う。 ・町窓口では、町、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする（情報については HP でも公開）。 ・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、愛荘町商工会に設置する創業支援等総合窓口を紹介し、円滑に連携しながら支援を実施する。 ・創業支援のサイトを町 HP に立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載する。 ・創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。 ＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ 1 ターゲット市場の見つけ方 愛荘町商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。 また（公財）滋賀県産業支援プラザでは商圈に関する分析ツールなどを提供し、調査を支援する。 2 ビジネスモデルの構築の仕方 （1）愛荘町商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。 （2）愛荘町商工会が実践創業塾を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 （3）（公財）滋賀県産業支援プラザが、オフィスの提供を行いつつ、インキュベーションマネージャーが、ビジネスモデルについて財務、税務等のアドバイスを行いブラッシュアップする。 （4）また、愛荘町商工会が、商店街の空き店舗での開業を斡旋する事業を実施し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。 3 売れる商品・サービスの作り方 愛荘町商工会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。また、より専門的な知見が必要な場合は、専門家を紹介する。 4 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 愛荘町商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。 5 資金調達	

滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、関西みらい銀行、日本政策金融公庫彦根支店等の地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。また愛荘町商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6 事業計画書の作成

愛荘町商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスをを行う。

さらに、滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、日本政策金融公庫彦根支店等の地域金融機関が、事業計画書のブラッシュアップを行う。

また、補助金等の申請については、愛荘町商工会、滋賀中央信用金庫、滋賀銀行、関西みらい銀行等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7 許認可・手続き

町が、担当課において、創業手続・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、愛荘町商工会から専門家を紹介し、税務、労務管理、起業手続等に関しアドバイスを行ってもらう。

8 コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

愛荘町商工会が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスをを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、町または愛荘町商工会が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関を誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・町が連携している上記の機関に1か月以上にわたり、4回以上相談を行い、経営・財務・人材育成・販路開拓のアドバイスをそれぞれ受け、創業支援カルテでその旨が確認できた者または、5つの商工会が広域連携で実施している実践創業塾を受講した者に対し、町が「特定創業支援等事業」を受けたという証明書を発行する。ただし、町内で操業した者もしくは、創業しようとする者に限る。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールで確認する。
- ・創業後についても、愛荘町商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

・愛荘町商工観光課に担当者1名を配置し、関係機関と連携した相談窓口を設置するとともに、愛荘町商工会に創業支援等総合窓口を設置する。関係機関とも連携のうえ、創業支援等事業のパンフレットを作り、連携機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、愛荘町の広報紙においても、創業支援等事業を広くPRしていくこととする。 ・また、ホームページ上でも施策を紹介していく。 ・必要な予算については、前年度に予算要望を受けて町が手当てすることとする。 ・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。 ・関係機関との連携を密にするため、1～2か月に1度程度、関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。
計画期間
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 愛荘町商工会 (2) 住所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72 (3) 代表者の氏名 会長 西村 正司 (4) 連絡先 TEL 0749-42-2719 FAX 0749-42-5608 E-mail : info-e@aisho.or.jp 担当 宿谷
創業支援等事業の目標
・これまで通常業務の中で創業支援に取り組んできたが、新たに創業支援に関するワンストップ相談窓口を設け、創業に関する一体的な支援に取り組む。 愛荘町商工会 ・窓口相談で起業・創業予定者の全面的なバックアップ支援を行うことを目指す。 ・起業及び事業の立ち上げ支援を実施し、地域の産業を担う次世代人材を育成することを目指す。 ・窓口相談で創業予定者の全面的なバックアップ支援を行う。創業に係る計画の精度と高質化、実現を目標とする。創業予定者の計画ブラッシュアップを通し、継続的事業経営となるよう、商圈マップ等を活用した市場分析・マーケティング支援等を行いトータルで創業を支援する。 ・平成30年度の実績は相談が5人程度であったが、ワンストップ窓口設置のPRや国等の補助金のインセンティブの働きかけにより、相談人数の想定を実績の6倍に相当する30人とする。また、過去の実績により創業者数は相談件数の25%に相当する7人を目指す。 目標：支援対象者数30人、創業者数7人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <ワンストップ相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】 愛荘町商工会では、受講生の創業実現に係る支援を展開する。ビジネスプラン作成から実践へのステップを支援し、持続可能な創業を目指す。特に、経営に必要な知識だけでなく、経営の心構えや経営課題解決の手法についても丁寧に対応し、創業後も継続的支援とフォローアップを行う。 ・ビジネスプランのブラッシュアップについて、愛荘町商工会の経営指導員や中小企業診断士等の専門家と連携し支援を実施する。 ・創業に係る資金計画の作り方について、愛荘町商工会、日本政策金融公庫彦根支店や町内金融機関と連携し支援を実施する。 ・創業に係る人の雇用や労務に関する対応について、愛荘町商工会や社会保険労務士等の専門家と連携して支援を実施する。 ・創業に係る税務・経理の知識について、愛荘町商工会の経営指導員や税理士等の専門家と連携して支援を実施する。 ・マーケティング戦略・販路開拓について、特に商圈マップ・商圈分析等に関し、愛荘町商工会の経営指導員と連携して支援を実施する。 ・1月以上にわたり、週1回程度の起業相談と経営相談を4回以上実施し、経営、財

務、人材育成、販路開拓のノウハウをすべて習得させる事業を「特定創業支援等事業」とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 企業相談の開始後、創業マインドが高いうちに具体的プランへの導入を進める。特に、ビジネスプランのブラッシュアップを始め、事業継続性の視点から、ビジネスプランの実効性・収益性・安全性の側面を認知し、資金計画や市場動向を踏まえた将来にわたるリスクと対応についての個々人に応じた知識習得を支援する。 特に、創業時のポイントは、創業者の数だけ課題やスタイルが存在するので、各創業者個々人に応じたマンツーマンの対応を実施する。市場展開や販路開拓にあつては、潮流や市場分析に基づき必要に応じた連携及び事業間マッチングを推進する。 創業予定者へのフォローアップも実施し、各々の創業に係る課題に応じた伴走型支援を実施する。 ・町は、役場、図書館、町のホームページ等で相談事業のPRを行うとともに、相談者が町内で創業する場合は、必要となる融資制度等を積極的に紹介する。また連絡会においても、事業の実績や創業後の状況など情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、入居期間等を記載した名簿を作成し、直ちに町に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2-2 (実践創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る）

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 ① 稲枝商工会 ② 愛荘町商工会 ③ 甲良町商工会 ④ 豊郷町商工会 ⑤ 多賀町商工会 (2) 住所 ① 滋賀県彦根市稲部町607-1 ② 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72 ③ 滋賀県犬上郡甲良町在士351-4 ④ 滋賀県犬上郡豊郷町石畑374-6 ⑤ 滋賀県犬上郡多賀町多賀230-1 (3) 代表者の氏名 ① 会長 久保田 郁夫 ② 会長 西村 正司 ③ 会長 大野 均 ④ 会長 北川 泰史 ⑤ 会長 平塚 一弘 (4) 連絡先 ①TEL 0749-43-2201 FAX 0749-43-6338 担当 山口 ②TEL 0749-42-2719 FAX 0749-42-5608 E-mail : info-e@aisho.or.jp 担当 藤田 ③TEL 0749-38-3530 FAX 0749-38-3977 E-mail : kousho@mx.biwa.ne.jp 担当 中川 ④TEL 0749-35-2022 FAX 0749-35-4522 E-mail : info@toyosatocho-shokokai.com 担当 門野 ⑤TEL 0749-48-1811 FAX 0749-48-2188 E-mail : tagacho@mx.bw.dream.jp 担当 三田 ※①稲枝商工会、②愛荘町商工会、③甲良町商工会、④豊郷町商工会、⑤多賀町商工会の5つの商工会が連携して実践創業塾を実施する。	
創業支援等事業の目標	
社会構造の変化等の影響により、とりわけ小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しくなっている中、地域社会で活躍する人材を育成し地域に根ざした創業者を増やすことで民間の活力を高め、産業の新陳代謝を高めていく必要があり、創業支援が極めて重要となっている。 このような経済環境の変化に積極的に対応しようとする創業予定者等に対し、ソフト面における支援事業を実施し、新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図ることによって、地域経済の活性化に寄与することを目指す。 5つの商工会で行った過去の創業支援セミナーでは、1クラス20～30人程度を対象とし、うち愛荘町からの参加者は2割程度であった。この実績から、支援対象者数は実績以上となる15人を目標とし、そのうち50％に相当する7人の創業者数を目指す。 目標：支援対象者数15人、創業者数7人	

創業支援等事業の内容及び実施方法																			
(1) 創業支援等事業の内容 ＜実践創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】 創業に向けて具体的な行動計画を有する者等を対象として、全10回（1回2時間程度）の講座を実施し、創業塾をすべて受講することで、実際の創業に結びつくようなカリキュラムの内容とする。 受講終了後も愛荘町商工会や専門家がフォローし、地域金融機関等とも連携しながら創業に向けた支援を実施する。 ＜特定創業支援等事業について＞ 財務、経営、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義（下記カリキュラム例の☆印のテーマ）を受講し、1月以上にわたり5回以上の講義に出席した者を「特定創業支援等事業者」とする。なお、出席できなかった講義については後にフォローアップ講義を行うことで、受講したものとみなす。 <table border="0"> <tr> <td>○実践創業塾（案）</td><td>合計10回</td></tr> <tr> <td>・オリエンテーション・現状分析【専門家指導】</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・資金調達・融資制度【日本政策金融公庫・各金融機関】＜財務＞（☆）</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・企業運営に必要な税務・会計知識について【専門家指導】＜経営＞（☆）</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・労務管理【専門家指導】＜人材育成＞（☆）</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・マーケティングの基礎・販売戦略について【専門家指導】＜販路開拓＞（☆）</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・販売におけるITの活用手法について【専門家指導】</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・事業計画書の策定・助言【専門家指導】</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・個別相談指導【専門家指導】</td><td>1回</td></tr> </table> (2) 創業支援等事業の実施方法 ・近隣の市町村の商工会（稲枝、豊郷町、甲良町、多賀町）と連携して実施する。会場準備、教材の準備等の事務手続を5つの商工会が連携して行う。また、カリキュラムの策定、専門家の確保は愛荘町商工会が地域金融機関等と連携して行う。 ・特定創業支援等事業を受けた者については、愛荘町商工会が愛荘町と連携し、空き店舗・空き家情報を提供、活用してもらう。 ・愛荘町は、町のHP等で施策のPRを行い、会議室の準備、資料の作成等は愛荘町商工会と協力して行う。連絡会においても、事業の実績、その後の状況などの情報共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。		○実践創業塾（案）	合計10回	・オリエンテーション・現状分析【専門家指導】	1回	・資金調達・融資制度【日本政策金融公庫・各金融機関】＜財務＞（☆）	1回	・企業運営に必要な税務・会計知識について【専門家指導】＜経営＞（☆）	2回	・労務管理【専門家指導】＜人材育成＞（☆）	1回	・マーケティングの基礎・販売戦略について【専門家指導】＜販路開拓＞（☆）	2回	・販売におけるITの活用手法について【専門家指導】	1回	・事業計画書の策定・助言【専門家指導】	1回	・個別相談指導【専門家指導】	1回
○実践創業塾（案）	合計10回																		
・オリエンテーション・現状分析【専門家指導】	1回																		
・資金調達・融資制度【日本政策金融公庫・各金融機関】＜財務＞（☆）	1回																		
・企業運営に必要な税務・会計知識について【専門家指導】＜経営＞（☆）	2回																		
・労務管理【専門家指導】＜人材育成＞（☆）	1回																		
・マーケティングの基礎・販売戦略について【専門家指導】＜販路開拓＞（☆）	2回																		
・販売におけるITの活用手法について【専門家指導】	1回																		
・事業計画書の策定・助言【専門家指導】	1回																		
・個別相談指導【専門家指導】	1回																		
計画期間																			
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。																			

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法

人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。

3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。